

市税の納付方法が変わります

集合税方式(まとめて納付) → 単税方式(税の種類ごとに納付)



なぜ変わるの？

宇土市では、市・県民税、固定資産税、国民健康保険税について、3つの税を一つにまとめ年10回に分けて納付していただく「集合税方式」をとっていますが、令和3年5月に「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が公布され、これまで市町村が独自で定めていた納付書の様式や納期などの仕組みを、国が定める標準的な納付書や納期に統一することとなりました。

これにより、宇土市では「集合税方式」から税の種類ごとに納期を定める「単税方式」へ移行することとなり、市・県民税と固定資産税の納期については4期課税(年4回の納期)へ変更いたします。なお、国民健康保険税はこれまでどおり10回に分けて納付していただくこととしています。



何が変わるの？

① 納付回数・納付月が変わります

令和7年度まで(※1)・・・集合税方式(3つの税をまとめて納付)

税目	納付回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市・県民税 固定資産税 国民健康保険税	10回			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
参考 固定資産税(※2) (市外・法人分)	4回	1期			2期					3期		4期	
参考 軽自動車税(※3)	1回		全期										

※1) 令和7年度は集合税方式でスタートしますが、年度途中から単税方式へ移行する予定です。(具体的な移行時期は別途お知らせします)
 ※2) 固定資産税(市外・法人分)は、市外在住の人および法人の固定資産税に係る納期です。単税方式への移行により納期は固定資産税に統一されます。
 ※3) 軽自動車税は、年1回の納期のままです。



変わります

令和8年度から・・・単税方式(それぞれの税の種類ごとに納付)

税目	納付回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市・県民税	4回			1期		2期		3期			4期		
固定資産税	4回				1期		2期			3期		4期	
国民健康保険税	10回			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
参考 固定資産税(※2) (市外・法人分)	4回				1期		2期			3期		4期	
参考 軽自動車税(※3)	1回		全期										



Point

- ◆ 「市・県民税」を給与・年金から特別徴収(天引き)で納付している人はこれまでどおり変更ありません。
- ◆ 「市・県民税」と「固定資産税」は、納付回数が4回になり、納付月が変わります。
- ◆ 「固定資産税」の第1期の納付月が7月になり、これまでより1か月(「固定資産税(市外・法人分)」は3か月)遅くなります。
- ◆ 「国民健康保険税」の納付回数・納付月はこれまでと変わりません。(「軽自動車税」も変わりません。)

② 納税通知書・納付書が変わります

令和7年度まで・・・毎月期ごとの納付書を送付

税目	送付するもの	送付時期
市・県民税 固定資産税 国民健康保険税	納税通知書 + 納付書 1枚 <small>※「納税通知書」…3つの税をまとめて記載 ※「納付書」…3つの税をまとめて納付、2期以降の納付書は納付月ごとに送付</small>	6月中旬



変わります

令和8年度から・・・第1期に年間分の納付書をまとめて送付

税目	送付するもの	送付時期
市・県民税	納税通知書 + 納付書 4枚 (期別納付用 第1期～第4期)	6月中旬
固定資産税	納税通知書 + 納付書 4枚 (期別納付用 第1期～第4期)	7月上旬
国民健康保険税	納税通知書 + 納付書 10枚 (期別納付用 第1期～第10期)	6月中旬



Point

- ◆ 納税通知書と納付書は、税の種類ごとに送付時期が異なります。
- ◆ 税の種類ごとに、納税通知書を作成しますので、税の計算方法などをより詳しく記載してお知らせします。
- ◆ 税の種類ごとに、年間分の納付書(期別納付用のすべて)を一括して送付します。
- ◆ 納税通知書と納付書の様式が変わります。(詳しくは市ホームページなどでお知らせします。)